



# 市政 Q&A

市政に対するご質問などを郵便, FAX, E-mail で受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課  
FAX : 83-9336 E-mail : mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

## 質問 「国民健康保険の高額療養費について」

これまで70歳未満の国保加入者は、入院時の高額な医療費について、一旦その費用を病院の窓口で支払わなければなりませんでした。4月からは、入院時の病院窓口での負担が「限度額」までで済むようになったと聞きました。このサービスを利用する場合にはどのような手続きが必要でしょうか。

また、その「限度額」は4回目以降の支給についてはさらに下がるそうですが、医療機関の窓口での支払いはどうなりますか。

(65歳 男性)

## お答えします

担当課 健康増進課国保資格給付係 (☎82-1179)

これまで70歳以上の人に限って、医療機関の窓口で医療費を支払うときには高額療養費の自己負担限度額が適用されていましたが、平成19年4月からは、70歳未満の国保被保険者についても、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すれば高額療養費の自己負担限度額までの支払いで済むことになりました。

認定証については、健康増進課窓口で印判と保険証をお持ちのうえ申請していただくと、その場で発行します。(ただし、保険料に滞納がある場合は発行できません。)

また、自己負担限度額は4回目以降(※)はさらに減額されますが、医療機関窓口では回数については把握できません。従って、4回目以降の場合でも、病院では一旦通常の自己負担限度額を支払っていただき、差額については、従来通り高額療養費として後日払い戻します。健康増進課窓口で高額療養費の申請手続きを行ってください。

## (※) 高額療養費の自己負担限度額について

1年間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は減額されます。なお、限度額は世帯の所得状況によっても異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。



## えがおがいちばん!!



かつら りゅうたろう  
桂 隆太郎くん (3歳)

しほりちゃん (6か月)

妹思いの優しいお兄ちゃんと、そんなお兄ちゃんが大好きな妹です。(中川六丁目)



## 編集室のひとりごと

先日ふと立ち寄ったお店できれいなあじさいをみつけました。あじさいといえば梅雨の雨がしとしと降るなか咲く花で、どことなく寂しげな姿が思い浮かぶのですが、先日みかけたものは、赤、ピンク、紫、そしてふちのみが桃色にふちどられたものなど、いつの間にかこんなに種類が増えたのだと思うほど多種多様。隣に置かれたカーネーションや色鮮やかな切り花にも負けないほど色とりどりのあじさいを見ていると、こんなにきれいなら試しに一鉢買ってみようと思ふと白の花びらに桃色のふちどりが入ったものを買って帰りました。その後我が家でひとまわり大きな鉢に植え替えられたあじさいは、地味な鉢植えの中でもひととき目立ち、その場の雰囲気をもっと明るくしてしまうような存在感を放っています。そして市内であじさいといえば、江汐公園のあじさい園。34種類、約4000本のあじさいが6月中旬には見頃を迎えるのにあわせて、6月17日にはあじさいまつりも開催されます。土壌、湿度などさまざまな要因により色を変えるという特性をもつあじさい。~ちよっぴり不思議で神秘的な世界を堪能されてみませんか。(じゃり)

## お子さんの写真募集中!!

詳しくは広報広聴課まで (☎82-1133)